

## 高松家庭裁判所委員会（第7回）議事概要

### 1 日時

平成19年7月11日（水）午後1時30分から午後4時30分まで

### 2 場所

高松家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

石垣博子，中川弘之，中野等，平尾満知子，藤目真皓，船本敏幸，松本タミ，平井範明，中村好春，下山保男，大藪和男

#### (2) 事務担当者

坂本事務局長，福井首席書記官，太田首席家庭裁判所調査官，熊谷次席家庭裁判所調査官，和田訟廷管理官，藤本総務課長，橋本総務課課長補佐

### 4 議事（■委員長，○委員，●事務担当者）

#### (1) 高松家庭裁判所長あいさつ

#### (2) 委員紹介

新任の下山保男委員を藤本総務課長が紹介した。

#### (3) 委員長選出

委員の多数意見により，下山委員が委員長に選出された。

#### (4) 委員長代理の指名

大藪委員が，委員長から委員長代理に指名された。

#### (5) 本日のテーマ「少年非行に対する家庭裁判所の取組みについて」に関する協議

**ア 裁判所広報用ビデオ「少年審判～少年の健全な育成のために～」上映**

**イ 少年事件の統計概要について，福井首席書記官が次のとおり説明した。**

#### **【説明の概要】**

#### **(7) 少年事件処理の流れ**

事件の発生から終局までの手続の流れを概説した。

#### **(4) 事件の数等**

業務上過失致死傷等事件を含む少年保護事件の新受人員総数は減少傾向にあり，平成18年は全国で約21万人，そのうち業務上過失事件を除く刑法犯（傷害，窃盗）特別法犯（覚せい剤，毒物・劇物）と虞犯の一般保護事件は約13万人となっている。また，全事件の平成18年の終局処分別では，保護観察が24.7%，少年院送致が3.3%となっている。

高松家庭裁判所における新受人員は，全国同様減少傾向にあるが，業務上過失傷害事件は非常に多く，中でも人口10万人に占める死亡率では，平成10，12，13及び昨年も全国のワースト1となっている。原因は，公共の交通機関が発達していない一方で平野が多く，道路が比較的整備されており，スピードが出しやすい環境にあるようだ。ちなみに，香川県は1平方キロメートルに占める道路延長距離が非常に長く，人口密度も54

0人で、全国平均の240人よりもかなり高くなっている。また、自動車はもちろんであるが、自転車や歩行者の交通マナーも悪くなっている。雨天の場合には事故は多いようであるが、死亡事故では人が活動しやすい晴天の日の方が多いようである。

交通マナーが悪いという点では、暴走行為も同じ部類に入るだろうが、少年の暴走行為には組織性が少ないようで、同じ地域に住む仲間数人が原付で暴走している程度のもも多いようである。中には、警察に対する挑発やギャラリーの注目を集めたいがために行っているものもいるが、組織化には向かわない傾向にある。

#### (ウ) まとめ

以上、少年事件を全般的にみると、一般保護事件の保護処分率は高く、都会的な傾向にあるといわれているが、特別凶悪な事件は比較的少ないようである。

### ウ 少年非行に対する家庭裁判所の取組の概要について、熊谷次席家庭裁判所調査官が次のとおり説明した。

#### 【説明の概要】

本日は少年非行に対する家庭裁判所の取組の実情として、「社会奉仕活動の実情」と「被害者に対する配慮制度の案内」の2点について説明する。

#### (7) 社会奉仕活動の実情

##### a 保護的措置

保護的措置は、少年や保護者に対し内省を促す働きかけで、「面接型」「体験型」「調整型」の3つに分類される。社会奉仕活動は体験型の保護的措置の一つである。

##### b 社会奉仕活動の意義

最近の少年の特徴として、共感性の乏しさ、コミュニケーション能力の低さ、生活体験の乏しさなどを挙げることができ、「論じて考えさせる」のではなく、「体験させて気づかせる」という「体験型」の保護的措置が重視されるようになってきた。

##### c 高松家庭裁判所における社会奉仕活動

高松家庭裁判所では、特別養護老人ホームの他、知的障害者更生施設、身体障害者療養施設、保育所を補導委託先として利用している。

###### (a) 知的障害者更生施設

高松家庭裁判所から車で4、50分のところにある施設である。通所で、委託期間は3日程度であり、施設利用者の介助など、少年の年齢や意欲等に応じて、施設側で作成したスケジュールに従って実施している。初日のオリエンテーションと最終日の振り返りには、保護者と調査官も参加する。特に、保護者には、少年の新たな一面を発見してもらうことを狙いとしている。また、この知的障害者更生施設は、緑に囲まれた場所にあり、自然体験による情緒の安定や、心身の活性化も目的の一つにしている。

(b) 身体障害者療養施設

高松市内にある施設である。通所で、委託期間は3日程度であり、施設利用者の介助を実施している。初日スケジュールの一例を紹介すると、午前9時30分来園、35分からオリエンテーション、小休憩を挟んで10時15分から施設見学、10時40分から通所利用者の介護補助、11時30分からおにぎりハイキング、休憩・昼食を挟んで午後1時30分から利用者のショッピング介助、そして午後4時から1日の反省となっている。また、特定の人介護を担当する際は、比較的コミュニケーションが取りやすい利用者の方を担当しているように思われる。なお、初日のオリエンテーションと最終日の振り返りの時間には、保護者と調査官も参加する。

(c) 保育所

高松市内にある民間の保育所である。通所で、委託期間は3日ないし5日程度であり、介助や遊び相手など、少年の年齢や意欲等に応じて、保育所側で作成したスケジュールに従って実施している。過去2回のケースでは、沐浴や授乳など、0歳から1歳児の保育体験をした。初日のオリエンテーションと最終日の振り返りの時間には、保護者と調査官も参加する。

(d) 実施回数

知的障害者更生施設は平成17年から委託を開始し、平成17年度6件、平成18年度3件となっている。

身体障害者療養施設は平成17年から委託を開始し、平成17年度4件、平成18年度4件となっている。

保育所は平成18年から委託を開始し、平成18年度2件となっている。

**d 社会奉仕活動の効果**

社会奉仕活動に参加した少年の感想文からは、障害にもめげず一所懸命生きている姿に心を打たれ、頑張らなければという気持ちになったり、施設の人に温かく受け入れられたことによって社会に対する信頼感を強めるといった効果が認められる。また、乳幼児と関わりの過程でコミュニケーションの大切さに気づいたり、乳幼児との遊びのなかで、無邪気だった昔の自分を思い出し、素直さを取り戻すといった効果も認められる。

**e 社会奉仕活動の委託先の開拓**

このような社会資源の開拓については、最高裁のホームページでも募集しているが、いずれも個人的なつてを頼りに連絡をとり、施設に出向いてお願いしているのが現状である。最近では、できるだけ少ない人数で介護水準を上げることが求められており、社会奉仕活動とは言いながらも、どちらかと言うと負担を掛けることの方が多いので、簡単には引き受けてはもらえない。昨年度は、社会福祉施設2件、保育所2件、一般

企業1件の計5箇所をお願いに行ったが、うち3件は、今述べた理由で、引き受けてもらえなかった。今日は、お席に補導委託のパフレットをお配りしているが、もし補導委託先として適当なところがあれば、是非紹介して頂きたい。

#### (イ) 被害者に対する配慮制度の案内

##### a 少年司法を取り巻く情勢

平成13年4月に改正少年法が施行されて以来、平成15年9月に少年非行防止のための提案（内閣府）、同年12月に青少年育成施策大綱（内閣府）、平成16年4月に少年非行防止・保護総合対策推進要綱（警察庁）、同年12月犯罪被害者等基本法（翌年4月1日施行）、平成17年12月犯罪被害者等基本計画（閣議決定）、平成18年2月少年法一部改正案国会提出、平成19年5月25日改正少年法可決成立と、様々な施策が打ち出された。

##### b 平成12年改正少年法の要点

平成12年改正少年法では、少年事件の処分等の在り方の見直し、事実認定の一層の適正化、被害者に対する配慮の充実の三つが、大きな柱と言われており、被害者に対する配慮の充実という面では、被害者の申請により、事件記録の閲覧・謄写、被害者の意見聴取、審判の結果通知が可能になった。

##### c 被害者に対する配慮制度の案内

当庁においては、殺人や強盗致傷など法22条の2第1項に該当する凶悪事件の他、①財産犯のうち悪質なもの（ひったくり、侵入盗など）、②傷害事件のうち3週間以上の治療を要するもの、③特に悪質、執拗な暴行、脅迫を伴うため、被害者に多大な苦痛を与えたと思量される事件、④危険運転致死、業務上過失致死及び重過失致死、という4つの類型に該当する事件が係属した場合にも、配慮制度の案内を行っている。

その他、関係機関にパンフレットを配布し、国民の周知に努めている。

##### d 被害者配慮制度の利用状況

被害者配慮制度の活用状況は、必ずしも多いとは言えない。平成18年度において、被害者等の配慮制度利用の件数は、記録の閲覧謄写申請4件、意見陳述2件、結果通知2件という状態だった。

被害者配慮制度の活用が少ない原因ははっきりしないが、家裁としては、できるだけ配慮制度の周知をおこなう必要があると考えている。

#### 【概要説明に対する質疑応答】

- 被害者配慮制度の利用状況の関係だが、法22条の2第1項に該当する事件の総件数はどのくらいか。
- 正確な数値を用意していないが、件数は多くない。
- そのうちどのくらいの利用があるのか。
- 1つの事件で複数の申立が出来るので一概には言えないが、1、2件である。また、法22条該当事件以外でも申立があったかもしれない。

- 補足すると、平成19年5月31日以降、法22条の2第1項該当事件以外の事件を具体化することによって、被害者配慮制度の案内の範囲を広げた。
- 保護的措置としての社会奉仕活動の実施回数が非常に少ないが、回数を増やすことは物理的に不可能なのか。
- 保護処分の必要性の高い少年で本人にやる気のある者を選んでいるためこのような件数となっている。実務感覚としては、このくらいの件数が適当ではないかと感じている。
- 補足すると、社会奉仕活動の場合、対人援助だと本人の同意と動機付けが必要になる。施設側に迷惑をかけるわけにはいかないが、体験型は効果が大きい。
- 補導委託制度とはどのようなものか
- すぐに処分を決めずに、少年の生活態度をみる試験観察という中間処分である。試験観察では、少年を家に帰して、保護者の元で様子を見る方法と、環境面から家に帰せない場合、補導委託先をお願いして預かってもらい、寝起きを共にして職業補導などをしてもらう場合があり、身柄付補導委託と呼ばれている。なお、補導委託には通所による短期補導委託というものもある。

## エ 高松家庭裁判所における少年事件関係施設見学 オ 意見交換

- 今日のテーマである少年非行に対する家庭裁判所の取組についてどのような御意見でも良いのでお伺いしたい。  
ところで、先ほどの被害者配慮制度の案内の関係で、何か補足しておくことはないか。
- 若干補足すると、被害者配慮制度の通知は書記官から通知することもあるが、多く用いられるのは調査官が被害者調査をする際に、照会書にリーフレットを同封する方法である。昨年通知したのは10件くらい、今年も4月と5月で6件通知しているが制度利用の申し出はない。
- 先ほどビデオで、家庭裁判所が保護者に対する措置が出来るようになったと言っていた。少年非行の一番の原因は家庭にあるという警察のアンケート結果を見たことがある。家庭裁判所の役割が秩序維持などではなく、少年の福祉、立ち直りを助けることにあると思うが、家庭に問題がある場合、保護者に対する措置も含め、どのように取り組んでいくのか。
- そこが一番の問題で、保護者はなかなか当事者意識が無く、こちらの働きかけにも限界があるが、調査、審判の際には保護者を必ず同席させており、調査の過程で少年の気持ちに気づくことも多く、今後のことを考えるきっかけにもなっている。審判では、今後どのようにしていくのか保護者の考えを確認し、再スタートを切らせている。いずれにしても本人や保護者が悩んでいるケースだと色々手を貸せるが、問題意識のない保護者の指導が難しい。また、保護処分に付する場合は保護観察所に通知して指導

してもらっている。なお、6月1日に公布された改正少年法では、保護観察所や少年院でも保護者に対する措置が出来るようになったので、関連機関と連携して対処していくことになる。

- 実際に審判していて、保護者に対する働きかけはどのように行われているか。
- 鑑別所に入った身柄事件を扱っているので非行性の進んだ少年と会う機会が多いが、悩ましいのが、家庭裁判所が関わることの出来る期間が長くないという点である。身柄事件では何もないければ4週間以内で審判する。審判してしまうと家庭裁判所の手を離れてしまうので、この4週間の間に親と何回も面接したり働きかけをしたりするのは難しい。一番親と接触する機会が多いのは身柄付で送られてきて試験観察に付した場合で、この場合は半年くらいの期間、終局処分をするまでの時間があるので、親の状況も分かるしアドバイスも出来る。しかし、そのようなケースは多くないので、4週間以内に結論を出すとなると、審判の場で説教をするに近いような状況である。少年院に送致したとしても最終的には家庭に戻るわけで、少年院を仮退院した際、保護司が親との関係を取り持って家庭の環境整備に努めるということになる。課題は多いのに出来ることが少ないというのがジレンマとしてある。
- 家庭裁判所では調査官の役割が非常に大切だと思う。法改正に伴い新しい仕事が増える一方で人数は増えていないと聞いている。そこで現在調査官1人がどのくらいの事件を抱えているのか教えてもらいたい。
- 一人あたり15人ないし20人くらいの少年を持っている。交通事故の集団講習は月1回20人くらい、試験観察は昨年全体で30件くらいである。少年事件を担当する調査官は本庁で4人、丸亀支部が3人である。
- 事件が起こって警察につかまり調書を取られるが、家裁から呼び出されるまでに時間が掛かり、過去の終わった話なのに何で今頃行かなければいけないのかという疑問をもつ少年もいるが、この点はどのように考えるか。
- 事件にもよるが、共犯事件では捜査が長引いて半年かかることもある。在宅事件だと警察の繁忙度ともあいまって少なくとも3か月くらいは経っていることが多い。
- 概ねそのくらいかかっていると思う。成人の事件と比較しても差は無いと思う。一番早い道路交通法違反の切符処理で1、2か月かかっており、業務上過失傷害では2、3か月が送致の目処となっている。少年事件について明確な数字はないが、3か月くらいはかかっていると思われる。香川県警の一人あたりの交通事故処理件数は全国一であり、その問題が他に波及している。
- 裁判所が呼び出すまでにある程度期間がかかり、少年にしてみれば過去のことを今更、という思いになるかもしれないが、期間が経つことによってその少年の回復力を見ることが出来る。事件が起きたばかりだと、振り返りが出来ず落ち着きがなかったりするが、時間が経っているといい意味

で本人や保護者の振り返りの期間となり，社会性や回復力，家庭の保護能力を実証する期間ともなる。

- 被害者配慮制度や補導委託制度は，広く国民に周知することを考えているのか，それとも関係機関だけに周知できればよいと考えているのか。社会奉仕活動ではボランティア協会の代表の方も来られているし，マスコミの方も来られている。また，子どもとのふれあいだけでなくお年寄りとのふれあいも重要だと思う。もし周知して良ければ持ち帰って説明していきたいと考えている。
- ご指摘のとおり，子どもだけでなくお年寄りや障害者の方々とのふれあいも重要だと思う。また，補導委託制度も一般に広めたいと考えており，制度の理解者を増やすため色々と開拓しに行くが，時間や寝食を共にする負担などから，なかなか協力を得られない状況である。もし協力していただけるといふ方がいらっしゃれば非常に有り難いし，こちらから御説明に伺いたい。
- そのようにしていかないと，調査官の仕事が広がりすぎて手が回らないと思う。機関を通して話をしてもらえれば，分担していけるのでご指示いただきたい。
- 補導委託先でいいところがあれば，是非紹介してもらいたい。
- 保育所ではクレーマーとなる親が必ずといっていいほどいるので，結構神経を使うだろう。むしろ，老人福祉施設の方が受け入れやすいのではないか。
- 施設と少年の選択をしっかりとやって，積極的にやっていきたいと考えている。
- もう一つ被害者配慮制度の広報の話も出たが，現状はどうなっているか。
- リーフレットについては，毎年関係機関に一定数配布して，相談に来た人に渡してもらっている。
- 被害者が最初に接触するのが警察であり，警察からのアナウンスが一番だと考えられるので，連携を取って周知に努めていきたい。
- ボランティアでは，行きたくないと言っている中で1か月，2か月，3か月と行って初めて居心地の良さを感じるということがあり，2，3日嫌々行くと，こんなことしたくないと普通の健常者でも思ってしまうので，問題を起こしている少年には相当の覚悟が必要だと思う。時間をかけて，自分が必要とされていると本人が気づかないと意味が無く，本人が気づくには相当時間がかかると思う。何年か経って気づくこともあり，少年たちにその体験させるのは，相当の努力と時間がかかると思う。なまじ中途半端な部分で体験させてしまうと弱者を痛めつけてしまう方向に行ってしまうのではないか。本気でやるなら受け入れる側も3か月やるというくらいでなければならぬと思う。短いと少年の良いところも見えてこない。
- 新人研修で老人ホームに3日という期間で派遣したことがあった。ホーム側も，介護福祉士の実習で1週間というような短期間のものがあり，問

題なく受け入れてもらえた。研修なので意識のない者を無理矢理参加させている。確かに、どうしてもおむつ換えが出来なかったという人もいたが、有り難うと言ってもらえて自分の存在価値を再認識でき、涙が出るほどうれしかったという人もいて、両極に分かれた。効果を左右するのは、やはり行く側の置かれた状況が大きいのではないか。

- 動機付けは確かに問題で、少年の中には社会奉仕活動をしなければ少年院に送られると考えて行く者もいるだろうが、少年はそれまで自分自身を認めてもらえる場所が非常に少ないので、3日間という短い期間の中においても自分を認めてもらえたという、その確認作業の中で、自分の存在を等身大に見ることが出来るようになっていく教育的効果があると考えている。
- 子どもたちの更生はどの機関で、と言うような施設の中だけでなく、地域社会、地域力によるのだという認識が必要だと思う。裁判所もその地域力を利用すればいい。再生システムの中で地域力を利用し委ねていくという枠組みができ、そこに裁判所がどのように宣伝していくか、香川県をくまなく歩いて地域社会や保育所等々を呼び込んでいく、親も行けるような地域社会を作っていくという何か宣伝活動があったらと思う。そういう意味で、地域力をキャッチコピーにすれば良いのでは。
- ボランティアに親と一緒に参加するのもいいのでは。
- 公園の清掃は可能だと思う。対人援助だと、なんであいつ親が来ているんだということ、少年や施設が嫌がるどころがあり、親にこだわるとうまくいかない場合がある。親にも社会性を持ってもらうことは検討課題だが。
- 少年の更生は家裁だけでは無理で、関係機関や地域の協力が必要であり、その点に目を向けてはいるが力が及ばない。具体的にはどうしたら良いだろうか。
- 土着型でよいのか、私生活の場がいいのかそれとも違う場所がいいのか、そういう検証も必要では。
- 場所を変えるということは効果があるだろうし、住み込みにする場合、環境を変えるということは出来ると思うが、奉仕活動は通所なので遠いと無理がある。また、少年事件は非公開なので、遠くでなくてもあまり知られておらず、匿名性からは大丈夫だと思う。
- 事件数は減少する一方で凶悪化が進んでいると言われ、奉仕活動等で成果を上げていることは分かったが、少年の再犯率はどのような状況になっているのか。聞くところによると再犯率は高いようだが、奉仕活動で十分な処遇をしているのか、再犯を防ぐための活動を十分しているか、保護司の数は足りているのか、そのあたりをしっかりと考えなければならない。親を巻き込んでどのようなことが出来るのかを考えなければ、抜本的な改善にはならないだろう。
- 再犯率については、何年くらいの期間で再犯と見るか、どの事件を対象



とするか等難しい面があり、研究も少ない。平成16年に保護的措置の効果を確認するために不開始、不処分で終了した事件についてその後1年間にどのくらい再犯があるのかを調査したものがあるが、それによると、不開始で終了したものの12.1%、不処分で終了したものの19.4%、不開始、不処分全体で見ると14%の再犯がある。この他、平成6年に名古屋家裁で行われた研究で、一般事件の2年以内の再非行率が男子19.9%、女子13.8%という調査結果もある。いずれにしろ、奉仕活動の場合どうかという統計データはない。奉仕活動をすることによって落ち着いたというケースは多いが、統計的な検証は出来ていない。

- 平成17年版の保護統計年報によると、保護観察中の犯罪、非行による処分は1号観察（保護処分としての保護観察）で18%、2号観察（少年院仮退院者に対する保護観察）で24.5%、4号観察（成人。執行猶予者に対する保護観察）で34.4%となっており、先ほどの報告と大差はなく、2割くらいの少年は何かをやってしまう状況である。この数字をどうとらえるかと言うことだと思う。0に近ければ近いほど良いのだが。
  - 今回の改正少年法では、保護観察中に犯罪や非行をすると、施設に収容するとか出来るのか。
  - 保護観察の場合、遵守事項というものが定められるが、それを守らないと法律上は遵守事項違反となり、保護観察所長から警告されることになる。しかし、なお遵守すべき事項を遵守せず、その程度が重くて保護観察による改善更生が不能と判断されれば、家裁の決定により少年院送致や児童自立支援施設送致となる。再犯であれば通常の少年事件として送致されるが、遵守事項違反はそれ以前の動向で危ない場合に、未然に防ぐということで、今回の法改正は保護観察を強化し遵守事項を守らせるという意味があると考えられる。
  - 最近では、自分で何とかするという発想が無く、人に何とかしてもらいたいという世相のように感じる。他人に認められなくても、自分にはこれがある、という発想ができないものかと思う。うまくいったケースというのはこれに近いのではないか。
  - 議論もつきないところであるが、時間の都合もあり、本日のテーマについてはこの程度にさせていただいてよろしいか。
  - [各委員異議なし]
  - 以上で、本日の意見交換を終了する。長時間どうも御苦勞様でした。
- (6) 次回テーマ  
次回委員会における意見交換テーマは、「家事調停について」とした。
- (7) 次回期日  
平成19年12月14日（金）午後1時30分から開催することとした。



